

議事録

件名：	契約監視委員会（2014年度第2回）
日時：	2014年9月26日（金曜日） 14：00 ～ 15：40
場所：	JICA 本部役員会議室
委員：	川上 照男 有限会社オフィス・あさひ代表取締役 UHY 税理士法人代表パートナー（公認会計士） 関口 典子 関口公認会計士事務所（公認会計士） 木村 琢磨 千葉大学大学院専門法務研究科（教授） 中久保 満昭 あさひ法律事務所（弁護士） 伊藤 隆文 国際協力機構 監事
JICA：	調達部（事務局）井倉部長他数名 理事長室、総務部、企画部、社会基盤・平和構築部、資金・管理部、人間開発部、 産業開発・公共政策部、地球環境部、国際緊急援助隊事務局、アフリカ部、 関西国際センター、東北支部 各数名
議題：	競争性のない随意契約の点検（2013年度契約）

議事概要：

1. 競争性のない随意契約の個別点検

本委員会における点検対象契約10件（別添資料1参照）の点検結果及び質疑応答は以下のとおり。
なお、一部案件を繰り上げて審議することとなったため、審議の順は別添リストの順とは異なる。

No.3 ネパール国コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト（延長第1年次）

委員：本案件の特殊性、先行業務を通じて得た特有の知見とは何か。

委員：ネパール国においては、マオイストとの内戦が終結したものの、コミュニティレベルにおいては依然として土地等をめぐる争いの火種があり、大きな紛争に発展しかねない状況が懸念されている。紛争を再発させないために、裁判所などの法的な手法だけではなく、コミュニティレベルの解決手法として調停システムの確立に取り組んでいる。このような支援は前例のないものであり、先行契約で培った同分野に関する知見が不可欠である。また、紛争調停という非常に機微なテーマを扱うことから、中央政府から村のリーダーに至るまでの先方ステークホルダーとの信頼関係が非常に重要となる。

委員：信頼関係が重要というのはわかるが、かなり一般的な条件とも言える。能力面で他に実施できる社は想定されないのか。

機構：先行案件で3年間構築してきた研修や人材育成の手法が、本相手方の知見として積み重ねられてきている。これら手法がネパール政府に高く評価されたことで延長フェーズを実施することとなったこともあり、他に同レベルの知見を持つ社は想定されない。また、先行契約を企画競争にかけた際にも同社以外に応札者がいなかったことから、他社の実施は難しいと考えてい

る。

委員：先行案件の業績や信頼関係だけでは、競争の可能性は判断し難いのではないかと。言及されている「紛争」の中で最も一般的なものは何か。

機構：土地問題である。

委員：日本にも土地問題はあり、経験のある法律の専門家がいる。これら人材の活用は検討したか。

機構：そのようなリソースも承知しているが、先行案件で作りに上げてきた司法に拠らない調停システムに係る経験・知見を重視した。

委員：本件は非常に特殊な案件であり、まずはコミュニティ調停とは何かという大前提を説明すべきであった。弁護士等の活用は理論的には可能だが、ネパールの僻地に長期滞在し、流暢な英語を駆使して業務を実施できるか、今回のコンサルタントと同様の報酬で従事してもらえるかなどは考慮すべきであろう。

委員：類似の案件は少ないのか。

機構：非常に少ない。案件の性質上、紛争終結後の国々が対象となるが、現在のところ日本にこのような要請を上げてくる可能性があるのは近隣のアジア諸国であり、対象国は自ずと限られてくる。

機構：既存のモデルを持ちこんで適用すればよいというのではなく、ネパール側との対話を通じて、現地の文化、社会に応じた言わばオーダーメイドの制度を構築していくというところにも本件の特殊性がある。そのようにして開発した仕組みがネパール側に高く評価され、全国展開のための延長要請が為されているという背景も考慮すべきと考える。

委員：フェーズ2においても同契約相手方との特命随意契約を予定しているか。

機構：現段階では、内容について先方政府と協議中。先方政府と合意後、競争が可能かどうか検討する。

No.1 国際都市型捜索救助に関する情報収集、マニュアル及び訓練改善業務 業務実施契約（単独型）

委員：今後の人材の見通し如何。

機構：非常に特殊な分野であり、人材育成が非常に重要ということは認識している。例えば JICA 職員が将来的に JICA で培った緊急援助に係る知見を基に参入するというようなことがあれば、人材が育つ可能性はある。しかし、捜索救助の国際派遣自体が 2011 年以降ないという状況の中、人材を育成することは簡単ではないことも事実。

委員：本契約には先行契約があるのか。

機構：先行契約はない。

委員：現状では、この人物以外には人材がないということか。

機構：然り。

委員：非常に高い使命の業務ということは理解するが、他に人が全くいないのであれば、現相手方に何かあった場合は、業務が成り立たなくなってしまう。その意味で、人材育成の努力をしてもらいたい。

機構：承知した。

委員：本相手方は年間を通して本業務に従事していることから、JICA が嘱託等で直接雇用することも検討すべきではないか。

機構：人材育成と併せて、直接雇用の可能性についても検討したい。

No.2 Philippine Domestic Logistic Services for Emergency Relief Operations for the Victims of Typhoon Yolanda

委員：緊急性を要した点理解するが、本相手方でなければならない理由如何。

機構：緊急援助隊の派遣は外務大臣の命令に基づき決定されるが、今回の場合は決定の翌日にはマニ

ラに医療チームが到着するというスケジュールの中、決定後即座に物資の調達や受入れの準備を始める必要があり、競争を行う時間的余裕はなかった。また、過去にフィリピンで緊急援助を行った経験があること、被災地であるレイテ島の隣のセブ島に拠点を持っていること等から、本相手方に優位性があると判断した。

委員：過去にも災害が頻発しているのであれば、平時から市場調査をしておくべきではないか。

機構：現在、必要なサービスを提供できる企業を調査しており、事前に競争した上で業者を決めて発注することを検討している。

委員：他の先進国等も含めた輸送業務についてはどのように調達しているのか。

機構：平時における輸送業務については原則競争に付した上で業者を選定している。緊急支援であっても、例えば現在支援を実施しているエボラ出血熱関連の物資輸送においては、最低限の日数で競争を行い、輸送業者を選定している。状況によって、短期間でも競争できる時間的余裕があれば競争することが原則だと考えている。本件については、緊急であったことに加え、直前に近隣のボホール島で発生した地震災害の輸送業務を同相手方に委託していたことから、既に輸送体制が整っており、物資の調達先の情報を持っているという要因もあった。

No.4 平成25年度プロジェクト研究「防災主流化に向けた防災投資の経済分析モデルの運用・改善」

委員：このようなシミュレーションモデルの妥当性を第三者が検証する必要があるのではないか。その意味でも、同じ相手方と契約するのではなく、競争に付すことも必要ではないか。

機構：ご指摘の通り、JICAとしても検証が必要だと考えている。現在、経済学部教授と共同でモデルを全て解析する作業を進めており、同モデルの拡張性、制約、経済学上の特徴等を確認したところである。これを踏まえて、他ドナーにモデルを公開し、参照や改善をしてもらうことができる状況になっている。本契約については、先行契約で作成したモデルの改善及び拡張であることに加え、開発者の同モデルに係る論文が未発表であったことから、特命随意契約とせざるを得なかった。同論文の発表後に類似の契約を結ぶ場合には競争に付したい。

委員：モデルをJICAのホームページ等に掲載する予定はあるか。

機構：今後掲載の予定である。

委員：本モデルの著作権は誰にあるのか。

機構：ベースとなるモデルに関しては、開発者である京都大学防災研究所の准教授が持っているが、先行契約を通じて実施したパキスタンに適用したモデルについては、第一次著作物としての著作権がJICAに委譲されている。本契約で作成したものについては、第二次著作物となり、これもJICAに著作権を委譲されることを取り決めている。

委員：かなりの専門性が必要とされることは想像できるが、将来的には他の研究者等が参入できるということか。

機構：然り。開発当初は類似の研究はほとんどなかったが、今後、増加していくものと思料。

委員：著作権の帰属先は可能な限りJICAとするべきだと思われるが、そうするためにはコスト等契約の内容が変わってくるのか。

機構：本件に関しては、追加のコスト等はない。

委員：他の案件との関係での意見であるが、追加のコスト等が必要ないのであれば、一般的には著作権をJICAに帰属させるべきではないか。

機構：基本的にはJICAに帰属させるべきと考えている。本件は防災の経済モデルについて、マクロレベルのシミュレーションにミクロレベルの理論を加えた新たな試みであり、現在世銀のエコノミスト等にも精査を依頼し、より洗練されたものにしていこうと努力している。今後、国際機関や途上国においての利用を通じて改善が進み、普遍性が高まっていけば、1～2年で相当有用なモデルができるものと考えている。一方で、日本の大学等においてもようやく研究が進みつつあり、今後はより多くの方に取り組みに参加していただけないかと考えている。

No.5 ベニ州北部地域保健医療施設改善計画協力準備調査（その2）

委員：本件建築に関しては、どの国の基準を採用しているか。

機構：ポリビア政府の基準に従っているが、耐震関連では日本の基準を取り入れている部分もある。

委員：以前日本とフランスの港湾の土木関係の技術基準を見ることがあったが、概ね同様であった。仮に他の業者が本調査に入って異なる基準を使ったとしても、先行業者の構造計算などにも対応できるのではないか。

機構：先行案件で成果品として求められている概略設計書には、設計書に至る前段階の構造計算やデータ等は含まれていない。また、仮に後続案件を他の業者が受注したとすると、JICAが当該データ等を一旦吸収して提供し、業者はその計算やデータまで遡って妥当性を確認する必要があるが、そのためには追加の工数が必要であり、コストを積み増して発注する必要がある。

委員：JICAが今まで以上に詳細なデータ等を先行業者から取得する必要があるだろうが、可能ではないか。また、コストの問題については、市場で競争に付してみなければわからないのではないかという印象を持っている。

機構：仮に他の業者が実施する場合、先行業者の設計・積算に係る責任を含めて全て引き受け、それに基づいて後続の調査を実施していくか、あるいは設計・積算に遡って、その妥当性を再検証する必要がある。そうしたリスクあるいはコストを考慮しても現実的に応札できる社があるかどうか、検討したい。

委員：本対象案件については了解するものの、類似事例は過去にも数件を点検しているが考え方が整理されておらず、全般的にはもう少し考えさせていただきたい。

No.6 平成25年度集団研修「持続可能な鉱物資源開発管理」に係る研修委託契約

委員：本件が秋田大学では実施できないのはなぜか。

機構：本研修は、先方政府の技官が多く参加し、実際の民間も含めた技術を視察しながら学ぶことが重視されている。本契約相手方は、民間企業における現場視察を含めた実践的な技術研修に優位性を持っている。これに対して、秋田大学では学術的な長期研修等を実施している。

委員：現場視察の際の立ち入り制限などがあり、本相手方でなければ許可を取るのが困難ということも理由として挙げられているが、受注者に任せきりにするのではなく、JICAとしても、視察先に対して許可の特例を求めるなどの交渉をしていくべきではないか。また、専門性が必要であれば、コンサルタントを活用するなど、他の可能性も検討してもらいたい。

機構：ご指摘を踏まえ、他の可能性も検討したい。

No.7 平成25年度アフガニスタン国別長期研修「特別支援教育強化プロジェクト マスタートレーナー研修」

委員：大阪教育大学の教授が過去に専門家として派遣されており、その継続ということか。

機構：然り。フェーズ1は同教授を専門家として現地に派遣することにより実施したが、フェーズ2においてはその案件形成段階で治安が悪化し、現地派遣ができなくなった。そのため、本プロジェクトは本邦研修、第三国研修と現地活動の遠隔サポートから成り立っている。

委員：現地入りできないという特殊事情は理解するが、当初派遣されていた専門家が、当然に後継プロジェクトを受注するべきなのかどうか。特別支援教育というものは大阪教育大学にしかできないということはないのではないか。

機構：ご指摘の通り、一般的な特別支援教育に関しては、どの教育大学でも教えている内容である。ただし、アフガニスタンにおいては、精神的なトラウマや肢体不自由等の背景に、長年にわたる紛争や抑圧で普通に子供が育ってこられなかったという特殊な状況がある。その意味で、本件は一般的な特別支援教育の知見に加え、アフガニスタンの状況を深く理解していることが求

められることから、現状では大阪教育大学の同教授のみが対応可能と考えている。

No. 8 TICAD V 本会合時再度イベント実施支援・事務局運営業務委託契約

委員：事前にもう少し勸奨等の努力をすれば、入札不調は避けられたのではないか。また、5年ごとの開催ということであり、5年前の教訓を生かすこともできたのではないか。

機構：前回については、今回ほどの規模のサイドイベントを実施しておらず、類似の契約はなかった。今回の TICAD V に向けては、事前ヒアリングを通じ、競争が成り立つ見込みであったが、結果的に多くの社が外務省等他団体のイベント業務を受注したため、本件に応札いただけなかった。

委員：5年後の開催に向けた対策はあるか。

機構：まずは業務内容を極力早い段階で決定すること。更に、並行して行われるイベント等が多数あるので、それも踏まえた上で事前の情報収集を行い、競争が成り立つように努力していきたい。

No. 9 平成 25 年度竹橋合同ビル総合管理業務請負契約

委員：ビルの総合管理という業務の内容から判断すれば競争の可能性ありと思われるが、それを踏まえて次回契約から一般競争入札に移行ということか。

機構：同ビルは JICA を含めた 3 機関共有の物件であり、調達方法については、これまで JICA の意向だけでは決められない経緯があった。今回は、競争に付すべきとのかねてからの問題意識につき、他の 2 機関とも共有できたので、一般競争入札に移行することとなった次第である。

No. 10 Consultancy Contract on Accounting Software Enhancement and Rollout under the Financial Management Improvement Project of the Ministry of Food and Agriculture (Urgent Phase) (Year 2)

委員：このソフトウェアは一般に広く販売されているものか。もし一般に販売されているものをベースにしているのであれば、著作権に関わらず、開発者以外でも操作研修は可能ではないか。

機構：一般に販売されているものではなく、本契約相手方がエクセルをベースに開発したものを、カウンターパート機関のためにカスタマイズしたものである。操作内容について本相手方のみが熟知していることに加え、研修途中でバグが生じたり、改変が必要となったりした場合には、併せて改良等を実施することができることから、操作研修も含めた契約とした。

委員：こういったソフトウェアの場合、JICA のような発注者ではなく、開発者が著作権を持つのが一般的なのか。

機構：一般的には開発者に帰属するケースが多いと聞いている。

委員：JICA の発注によって作成されたソフトウェア等の所有権等の扱いについて、ガイドラインに類するものはあるか。

機構：著作権に係るガイドラインは整備されている。

以上

別添資料：競争性のない随意契約の個別点検対象契約リスト

競争性のない随意契約の個別点検対象契約リスト(2013年度契約)

資料1

(敬称略)

番号	本邦/在外	主管部署	調達種別	契約件名	契約金額	契約相手先	随意契約理由	委員選定理由	選定委員
1	本邦	国際緊急援助隊	コンサルタント等契約	国際都市型捜索救助に関する情報収集、マニュアル及び訓練改善業務 業務実施契約(単独型)	15,818,000	個人	国際緊急援助業務はINSARAGという国際的枠組みにより認定を受け、INSARAGが制定したガイドラインの順守が必要とされる。認定は数年ごとに再評価の受検があり、またガイドラインは適宜改訂されるため、INSARAG会合に参加し、常に情報を更新する必要があるが、本分野は汎用性の極めて低い専門技術であり、人材を市場から調達することが困難である。	市場から人材調達が困難な状況について、今後の見通しを尋ねる	関口(1)
2	在外	フィリピン事務所	各種業務委託	Philippine Domestic Logistic Services for Emergency Relief Operations for the Victims of Typhoon Yolanda	33,705,244	Nippon Express Philippines Corporation	フィリピン日通社はフィリピン国内の輸送を幅広く取り扱っており、マニラ国際空港の輸送状況に関して他社と比して遅滞なく把握することが可能。また、各航空会社との交渉を鋭意進め迅速且つ確実な輸送を以前実施しているため、フィリピン日通社を利用するのが最適である。	緊急性があったのかもしれないが、単なる物資輸送であれば競争が成り立つのではないかと。(伊藤) 理由に記載されている内容は、他の運送会社においても可能なのではないかと。(関口) 本業務について、相手先をおいて他に代替性がないとする理由について、もう少し詳しく確認したいと考えたもの。(中久保)	伊藤(2) 関口(3) 中久保(3)
3	本邦	ネパール事務所	コンサルタント等契約	ネパール国コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト(延長第1年次)業務実施契約	92,728,800	株式会社パデコ	先方政府のセクタープログラムに沿い、先方政府のみならず本分野で活動している他ドナーとも協調しつつ、ネパール国内で統一的なガイドラインを作成することや各種研修の実施を行うことが予定されており、先行業務で培った人脈や知見を持って業務にあたるのが時間的、経済的効率性の観点から必須であるため。	とくにこのコンサルタントでなければならない理由が明確でない。効率性・経済性はわかるが競争性を排除する理由を説明いただきたい。(川上) 契約金額が大きく、「先行業務で培った人脈や知見を持って業務にあたるのが時間的、経済的効率性の観点から必須」との理由は、本件に特有のものではなく先行業務があるものすべてに共通の理由であることから、もう少し具体的に理由を確認したいと考えたもの。(中久保)	川上(1) 中久保(4)
4	本邦	地球環境部	コンサルタント等契約	プロジェクト研究「防災主流化に向けた防災投資の経済分析モデルの運用・改善」業務実施契約	36,848,700	一般財団法人国土技術研究センター	業務に必要な技術が特定のコンサルタントにしかないことが明らかである。平成24年度に当該コンサルタントが受注した「プロジェクト研究「防災の主流化」」において当該コンサルタントが開発した経済モデル(防災投資の効果が後年に与える効果を定量測定できるモデルであり、パキスタンに適用前提のモデルとした。)を、パキスタン以外の社会・経済事情の異なる国に適用可能とする改良をする必要があるため。	業務に必要な技術は契約相手以外にないのは明らかというが、その根拠が明らかでない。	川上(2)
5	本邦	人間開発部	コンサルタント等契約	ボリビア国ベニ県北部地域保健医療施設改善計画協力準備調査(その2)業務実施契約	34,285,650	共同企業体代表者 システム科学コンサルタンツ株式会社 構成員 株式会社梓設計	本計画は2009年度に協力準備調査を開始したが一旦終了したものである。調査の再開にあたり、契約相手方は、前回調査において過去2回の現地調査及び国内解析を実施し、設計調査の内容を熟知し、基本設計における構造計算結果、数量計算結果等の詳細なデータを有する唯一の組織であることから、円滑な調査の実施及び調査全体の整合性のためにも同社との契約が不可欠である。	調査の再開という一般的な問題に関わるため。	木村(1)
6	本邦	東北支部	技術協力研修	平成25年度集団研修「持続可能な鉱物資源開発管理」に係る研修委託契約	11,124,855	一般財団法人国際資源開発研修センター	本研修の目的は海外における鉱物資源開発に係るプロジェクトの総合的推進のための能力の養成・向上を図ることであり、契約相手先周辺にはかつて金属鉱山が多数存在し、豊富な資源データを有し、また資源政策、資源需給、資源開発技術、資金調達、プロジェクト評価、語学学習、海外フィールド見学等の研修を行えることから本研修の目的に該当する日本唯一の機関であるため。	国立大学法人秋田大学ではできない理由を知りたい。	伊藤(1)
7	本邦	関西国際センター	技術協力研修	平成25年度長期研修「特別支援教育強化プロジェクトマスタートレーナー研修」に係る研修委託契約	8,136,000	国立大学法人大阪教育大学	大学の指導教官はプロジェクト専門家としてアフガニスタンへ派遣されており、高度に専門的な知識と技術を提供できる人材であるとともに、プロジェクトとの継続性からより高い効果の発現が期待できるため。	プロジェクトとの継続性について説明を求めたいため。	木村(2)
8	本邦	アフリカ部	各種業務委託	TICAD V本会合時サイドイベント実施支援・事務局運営業務委託契約	129,979,628	日本コンベンションサービス株式会社	一般競争入札案件として2回公告したが、応札者、落札者がなかったため、イベント日程に係る緊急性の観点から数社に打診したところ、同社のみが実施可能と回答してきたもの。	公告方法に改善すべき点があるのだろうか?	関口(2)
9	本邦	資金・管理部	各種業務委託	平成25年度竹橋合同ビル 総合管理業務請負契約	46,212,227	大成株式会社	竹橋合同ビルは、JICAを含む3社の共同所有である。当該ビルを維持管理するため等の契約については、各社から独立して設置されているビル管理室が判断を行っている。本件契約相手先の選定については、顧客の生命・財産を預かるホテルと金融機関オフィスをよする同ビルのセキュリティの確保及び設備の特殊性の観点から竹橋合同ビル管理室で検討した結果、竣工以来の修繕等の経験を熟知し、過去の業務の仕振りも問題ない契約締結が妥当であると判断したものの。	ビル管理業務という業務の特性からすれば、委託先候補企業は複数あり代替性の高い業務と思われること、「竣工以来の修繕等の経験」「過去の業務の仕振りも問題ない」との理由が、特命随意契約とする理由として、必ずしも説得的とは思われなかったため。	中久保(1)
10	在外	ガーナ事務所	ローカルコンサルタント	Consultancy Contract on Accounting Software Enhancement and Rollout under the Financial Management Improvement Project of the Ministry of Food and Agriculture(Urgent Phase) (Year 2)	22,007,548	Excellence Consultancy Services	ガーナ国において、2012年3月より2014年4月の予定で実施している「食糧農業省財務管理改善プロジェクト」(優先フェーズ)におけるソフトウェア変更等業務の実施促進にかかるローカルコンサルタント調達において、競争性のない随意契約を締結するものである。本件は、食糧農業省が採用している会計ソフトウェア(Easybooks®)の改善・配布及び研修の実施業務を含んでおり、Easybooks®の開発業者であるExcellence Consultancy Services社が本件を実施することが最も合理的であると判断した。	契約金額が比較的大きく、本会計ソフトの開発業者でしか実施できない業務なのかについて、もう少し詳しく確認したいと考えたもの。	中久保(2)

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	国際都市型捜索救助に関する情報収集、マニュアル及び訓練改善業務 業務実施契約（単独型）
(2) 契約金額	15,818,000 円
(3) 履行期間	2013 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日まで
(4) 契約相手名称	個人
(5) 担当部署	国際緊急援助隊事務局

《随意契約理由》

- ◎ 以下 4 点の要件を満たす者は本契約相手方のみであるため。
 - ・ INSARAG 手法を理解し、最新の内容を把握していること
 - ・ IEC の評価員であること
 - ・ INSARAG ワーキンググループのメンバーであること。
 - ・ UNDAC 登録者であること。

2. 背景・経緯

(1) 五省庁の合同チームである国際緊急援助隊救助チームにおいて、JICA は国際的な観点からの窓口・調整及び登録隊員への研修・訓練を担っている。

国際派遣される救助チームは、国際捜索救助諮問グループ（INSARAG）が制定したガイドラインを踏まえた行動規範を取ることが必要である。特に日本は、INSARAG 加盟メンバーによる救助チームの相互認定（IEC）のヘビー級評価を 2010 年に取得している。同評価を取得することにより、被災地の救助活動現場で最も難易度、重要度の高い現場を割り当てられるとともに、他国に先駆けて被災地入りした場合には国連の災害評価調整チームに代わって「現地活動調整センター」を立ち上げられるなど、より幅広い貢献が可能となっている。IEC は 5 年に 1 度再認定（IER）を受ける必要があり、2015 年の次回受検に向けて、INSARAG の動向を迅速に把握し、救助チームのガイドライン及び訓練体系の見直し等の受検準備に迅速に反映させる必要がある。

(2) 各国において大規模災害が発生した場合には、国連人道問題調整事務所が中心となり、各国から招集した UNDAC（災害援助評価調整）チームにより各国救助チーム間及び被災国政府間の連携調整が図られるため、救助チームの活動基準策定においては、UNDAC の動向を踏まえることが不可欠である。そのため、次回受検に向け、INSARAG 及び UNDAC の各種会合において協議・決定される方針に基づき、JICA は国際緊急援助体制を改善していく必要があり、これら方針を熟知している者との契約が必要である。

3. 業務内容

- (1) ガイドラインの見直し案作成及び検討会への参加
- (2) 研修・訓練内容案作成及び参加

- (3) IER 受検シミュレーションの改善
- (4) INSARAG 会合への出席・情報収集
- (5) IEC 評価参加を通じた他国チームの情報収集
- (6) UNDAC の会議を通じた災害援助調整等に関する情報収集

4. 特命随意契約の理由

本業務の目的を達成するためには以下4点を満たすことが不可欠であり、これらを満たすのは本契約相手方のみであるため。

- (1) INSARAG 手法を理解し、最新の内容を把握していること。

捜索救助チームの派遣ガイドラインは、単なる捜索救助の個別技術ではなく、出勤から帰国までを国際的な連携協調下で行うことを求めており、日本の災害現場の行動規範とは大きく異なる。このため、日本の行政機関で INSARAG 及び IEC のガイドラインを熟知し国内で活用している機関はない。また、日本から INSARAG に参画している組織は外務省・JICA のみである。したがって、INSARAG 手法を理解し、最新の内容を把握している人材を広く市場から調達することは困難。

- (2) IEC の評価員であること。

IEC は各国評価員がガイドラインの一部である IEC チェックリストに基づき評価を行う。したがって、IER で使用する訓練内容・マニュアルを作成するには、ガイドラインを正しく理解している必要がある。ガイドラインは単に記載上の文言が理解できるだけでなく、実際の運用を熟知している必要があり、評価員として他国の実情を知る実務経験が必須である。日本で現在評価員として複数の評価に参加したことがあるのは、所属先を有する医師のほかは本契約相手方のみである。

- (3) INSARAG ワーキンググループのメンバーであること。

INSARAG ガイドラインの内容や諸活動は IER 合格及び国際緊急援助隊救助チームの訓練の内容の改善に必須であるが、それらは INSARAG のワーキンググループで主に議論されているため、情報収集のためには同グループのメンバーとして参加する必要がある。本契約相手方は、これまで二つのワーキンググループにて活動しており、日本から現在参加しているのは所属先を有する医師と同人のみである。

- (4) UNDAC 登録者であること。

UNDAC は、救助チーム派遣の際に各国間の役割分担、利害調整などを担うために派遣される登録制の人員母体であり、救助チーム体制の強化には UNDAC に関する知見も必須。UNDAC の最新情報を収集するためには、①UNDAC フォーカルポイントである外務省又は JICA 在籍者、又は②UNDAC 登録された者であることが必須。①のみでの会合出席は、実質的に継続的に関与することは困難であり、②の登録者に継続的に関与してもらう必要がある。現在日本人登録者は3名（世界では約250名）であり、今回候補者はその中の1名として、UNDAC 活動に参加している。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	Philippine Domestic Logistic Services for Emergency Relief Operations for the Victims of Typhoon Yolanda
(2) 契約金額	33,705,244 円
(3) 履行期間	2013 年 11 月 10 日～2014 年 5 月 30 日
(4) 契約相手名称	Nippon Express Philippines Corporation
(5) 担当部署	フィリピン事務所

《随意契約理由》

- ◎ 事業の性質上緊急を要するため、競争性のある調達方法による契約は困難であり、比較優位のある契約相手方との契約により迅速かつ確実に業務を行う必要があった。
- ・ 本契約は災害被災者支援のための国際緊急援助の受入に係る物資の現地調達及び国内輸送サービスに関するもの。
- ・ 政府による事業実施決定後、直ちに業務を開始する必要があること（翌日にはマニラに医療チームが到着し、隊員・機材・物品等の移送開始）から、複数社から見積もりを取り付ける等の手続きを行うことは困難であったため、業務実施にあたっての組織体制の迅速な構築等の観点から比較優位のあった契約相手方との契約を行った。

2. 背景・経緯

- (1) 本契約は 2013 年 11 月 8 日から 9 日にかけてフィリピンを通過した台風ヨランダ（国際名ハイヤン）の被災者支援のための国際緊急援助の受入のための物資の現地調達及び国内輸送サービスに関するものである。
- (2) 被害発生後、11 月 10 日に政府が医療チーム第一次隊の派遣を決定した後、緊急性の観点から上記相手方との契約を締結し、直ちに現地での物資の調達、及び翌 11 日にマニラに到着する医療チーム及び機材の輸送に係る業務を開始した。

3. 業務内容

台風ヨランダの被災者支援のため以下のサービスを行うもの

- (1) 国際緊急援助隊医療チームをレイテ島タクロバン町に派遣するにあたっての機材と隊員の移送、及び付随する物品の現地調達サービス
- (2) 国際緊急援助隊物資の現地調達及び到着空港から被災地（オルモック市、

タクロバン市、ギアン町等) への移送にかかるサービス。

4. 特命随意契約の理由

- (1) 本事業においては、11月10日に政府が医療チーム第一次隊の派遣を決定し、11日にはチームがマニラに到着するなど、業務実施決定後、直ちに業務を開始する必要があったことから、複数社から見積もりを取り付ける等競争性のある調達方法による契約の実施は困難であった。
- (2) 本契約相手方は直前に発生したボホール島における地震被害に係る国内輸送(今次サービスと同様にマニラ、セブ島を拠点に活動をする必要があったもの)を実施し、その実施においても緊急の通関等の手続き等を円滑に行っている。そのため、本契約相手方であれば、(1)のとおり緊急性を求められる今回のサービスの実施に必要な実施体制の迅速な構築が可能であると判断した。
- (3) 本契約相手方は、2011年、2012年、2013年の緊急援助物資のフィリピン国内輸送の実績を有していること、人・物資の移送元である日本、シンガポールを含めた国際的なネットワークを有していること等から、本業務の円滑な実施が可能であると考えた。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	ネパール国コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト（延長第1年次）
(2) 契約金額	92,728,800 円
(3) 履行期間	2014年2月14日～2014年10月31日
(4) 契約相手名称	株式会社パデコ
(5) 担当部署	ネパール事務所

《随意契約理由》

- ◎ コミュニティ調停は JICA において前例がない分野であり、今回契約相手方であるコンサルタントがネパール側と共同で開発した研修内容は先行業務を通して獲得した特有の知見である。本業務は先行業務の継続協力であることから、先行業務で開発した手法、成果、人脈、信頼関係等をもとに業務を実施することが必須である。
- ・ ネパールでは、マオイストとの内戦を契機に、農村での紛争解決手段としてコミュニティ調停が注目され、JICA は 2010 年から 2013 年まで本プロジェクトをコンサルタント等契約に基づき、モデル対象郡にてパイロット的に実施した。2012 年にネパール政府は、JICA が開発した手法を高く評価した結果、コミュニティ調停を国家プログラム内に正式に位置づけ全国に展開することを決定し、JICA に本プロジェクトのフェーズ 2 の実施とフェーズ 2 開始までの本プロジェクトの延長を強く要請した。
- ・ 延長期間中は契約相手方が CP と共同で開発した手法を継続して活用していくことが必要であり、これまでに契約相手方がネパール側関係者と共同で開発した手法を活用するのみならず、これまでに培った人脈や得た信頼を活用して業務に当たることが必須である。また、先方政府からのコンサルタントに対する信頼は非常に厚く、延長にあたっては先方政府が同コンサルタントとの業務継続を希望していた。

2. 背景・経緯

- (1) 2010 年 1 月～2013 年 9 月に、先行案件である「コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト」をコンサルタント等契約により実施（企画競争。応募者は株式会社パデコ一者のみ）。
- (2) 2012 年 12 月、先方実施機関（連邦地方開発省）は、「コミュニティ調停」を国家プログラムに取り込み、全国展開することを表明。
- (3) 2013 年 6 月、連邦地方開発省は、コミュニティ調停を全国展開するために、

JICA の継続的な支援を得るべく、フェーズ 2 の実施と、フェーズ 2 開始までの延長フェーズ（本件）実施を要請。連邦地方開発省は、他の地域でコミュニティ調停を支援する他の開発援助機関がそれぞれ独自の活動を展開する中で、JICA だけがネパール政府と一体となって実施してきたことを高く評価し、JICA 専門家（コンサルタント）のパフォーマンスに対する評価と信頼関係に基づいて継続的な支援を要請した。

- (4) 延長フェーズ中の活動は、全国展開のための戦略作り・体制づくりの準備と、調停人の養成のためのマスタートレーニング等が行われている。

3. 業務内容

- (1) 全国展開に向けた計画策定準備

先方政府が実施する全国展開計画策定への助言

- (2) 調停人研修の実施

研修実施計画の策定（調停人選定方法策定等）、研修のためのトレーナー育成、研修内容策定（研修プログラムの策定）、研修の実施

- (3) 先行案件の対象郡における定期的モニタリング及び経験共有のためのワークショップ開催

- (4) 中央省庁及び郡の行政官に対する能力強化研修、同行政官及び他ドナーとの能力強化研修、行政官及び他ドナーとのコミュニティ調停の制度化に係る調整・協議

- (5) コミュニティ調停が地域住民に認知されるためのソーシャルマーケティング活動

4. 特命随意契約の理由

- (1) 延長期間中の具体的活動は、コミュニティ調停の全国展開に向けた、各開発援助機関が別々に開発した調停方法の統一のための準備や、調停人の育成に必要なマスタートレーナーの研修の実施であり、実質的に先行年次の継続案件。従って、所定の成果を限られた時間で達成するためには先行業務で築いた信頼関係をもとに業務を実施することが時間的、経済的効率性の観点から必須である。
- (2) 契約相手先による先行年次のパフォーマンスは連邦地方開発省からも高く評価されており、メンバーも信頼を得ている。また、先行年次の実績評価結果から、求められる成果を達成する能力は十分に有していると考えられる。
- (3) コミュニティ調停という課題は、従来の JICA の活動の中では前例が無いことから、他に知見を持つコンサルタントがおらず、仮に他のコンサルタントが受注したとしても、直ちに同等のパフォーマンスを示すことは極めて困難と考えられる。なお、他援助機関も同分野の協力を行っているものの、先方政府と共同で開発した手法は JICA のみであり、他のコンサルタントが受注したとしても求められる成果を期待することはできないと考えられる。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	平成 25 年度プロジェクト研究「防災主流化に向けた防災投資の経済分析モデルの運用・改善」
(2) 契約金額	36,848,700 円
(3) 履行期間	2013 年 9 月 10 日～2014 年 3 月 28 日
(4) 契約相手名称	一般財団法人国土技術研究センター
(5) 担当部署	地球環境部

《随意契約理由》

◎ 本契約は、2012 年度に実施したプロジェクト研究「防災の主流化」で開発した防災に関するシミュレーションモデルの改良を目的としたものであり、先行契約の受注者以外は本業務を遂行するノウハウを持たないため。

- ・今次プロジェクト研究は、平成 24 年度にプロジェクト研究「防災の主流化」において本契約の相手方が開発した防災投資の経済評価モデルである DR2AD モデルをベースに、同モデルの改善を行い、更なる普及・展開を図るものである。
- ・本契約の相手方が先行案件において開発したモデルであり、他者は構造構築に関するノウハウを持たない。加えて、防災に関する知見や工学的知識をベースにした災害の被害計算にかかる業務経験が求められる。

2. 背景・経緯

(1) 現在、すべての開発事業に防災の視点を取り入れ、持続性の高い開発を実現させる、「防災の主流化」という考え方が国際的潮流となっており、JICA はこれまで「防災の主流化」を促進するためのプロジェクト研究を実施してきた。2011 年度には東日本大震災の教訓と防災の主流化のコンセプト及び課題を整理、2012 年度には防災主流化ハンドブックの作成と同時に、災害が発生する前に防災対策を行うこと（事前投資）の重要性を客観的に証明するため、事前投資の有無によって災害が GDP に与える影響をシミュレーションする評価モデル（DR2AD： Disaster Risk Reduction Investments Accounts for Development.）を構築した。

(2) 先行契約では、同モデルを用いてパキスタンを対象にシミュレーションを実施。防災の主流化を進めるためには、本モデルを他国に普及・展開する必要があることから、本契約により各国での利用が可能となるために必要な改善を行った。

3. 業務内容

- (1) DR2AD モデルの実用化と利用マニュアル作成
- (2) DR2AD モデルの改良（入出力データの簡便化も含む）
- (3) ケーススタディ（対象国選定、データ収集、スタディ結果を受けたモデル改善）
- (4) 開発途上国への適用方針検討
- (5) UNISDR との連携による DR2AD モデルの普及
- (6) UNDP、OECD 他国際機関や大学他との意見交換

4. 特命随意契約の理由

(1) 平成 24 年度に実施したプロジェクト研究において、契約相手方である財団法人国土技術研究センター（現在、一般財団法人 国土技術研究センター）により、防災投資の妥当性を客観的に示すシミュレーションモデルの開発が行われた。防災投資の経済への影響を示すモデルに既存のものではなく、国際機関においても開発が進んでいない状況で、同モデルは新たに契約相手方がこれまでの業務経験から培っている技術・ノウハウを活用し、構成要素から開発したものである。そのため、本契約の目的であるモデルの構造構築に対する改良については、開発者のみが持ちえるノウハウであり、他者では実施できない。

(2) また、同相手方は国土交通省からの委託等多くの実績を有し、また国内の防災基準の作成等に関与していることから①防災対策技術（河川洪水、道路・橋梁管理等の防災に関連する工学的ノウハウ）、②災害予測技術、及び災害による被害額算出技術（自然災害対策の経済調査、費用便益の算出等）、③防災対策に必要な社会資本整備に対する基準・計画作成能力等の知見・経験を持っており、本業務の実施に必要な能力を有していると言える。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	ベニ県北部地域保健医療施設改善計画協力準備調査（その2）
(2) 契約金額	34,285,650 円
(3) 履行期間	2013 年 5 月 10 日～2014 年 1 月 31 日
(4) 契約相手名称	共同企業体代表者：システム科学コンサルタンツ株式会社 構成員：株式会社梓設計
(5) 担当部署	人間開発部

《随意契約理由》

- ◎ 調査の再開であるため、先行調査と同一契約相手方が一貫して行うことが先行調査レビューに係る作業量が最小限で済み合理的である。
- ・ 2009 年に協力準備調査を開始したものの、外務省より閣議請議が困難との連絡を受け、概要説明調査以降の調査を残し一旦調査を終了させた。その後予算目途が確認されたが、前回調査終了から 3 年以上経過していることから、計画内容の再確認及び概略事業費の再積算が必要となった。
- ・ 本調査は前回調査の経緯・結果を踏まえ契約相手方がその先行業務で得たデータ、知見、手法等を活用して当該業務を行うことが効率性及び経済性の観点から著しく有利であると判断したものの。

2. 背景・経緯

(1) ボリビア北部地域では、病院の老朽化等により施設や機材の整備による保健医療サービス強化が急務となっていた。このため、2009 年に企画競争（応募 3 社）により標記共同事業体と契約を締結し、2009 年 9 月から 2010 年 2 月まで対象施設・機材選定に係る調査を進め、概略設計まで進めていた。

(2) しかし、2 度の現地調査終了後、外務省より本案件の閣議請議の見通しが立たない旨連絡を受けた。このため、概要説明調査以降の調査を残し、2010 年 2 月に一旦終了した。

(3) その後、2012 年秋頃に外務省より調査再開指示があり、中断していた調査を 2013 年 5 月より再開したものの。

3. 業務内容

- (1) 前回調査結果の説明
- (2) 施設、機材要請内容の変更要否の確認
- (3) 事業費再積算
- (4) 概略設計概要書及び機材仕様書（案）の作成

4. 特命随意契約の理由

- (1) 今回の準備調査は、実施済みの概略設計に基づき積算等の見直しを行うものであるが、概略設計以降の現地の変化状況によっては設計変更を伴う対応が必要となる場合があることを踏まえ、概略設計調査の内容を熟知し、かつ、積算元データや構造計算結果、数量計算結果等のデータを再活用できる契約相手先と特命随意契約を締結することが調査の効率性及び経済性の観点から最も合理的と判断した。
- (2) 本件調査は設計を実施する業務であり、設計業務の途中段階で設計者を変更することは、設計責任（設計に瑕疵があった時の責任）が不明確になることから適当でない。
- (3) 無償本体工事を実施する際、施主（先方政府）は本邦業者に発注を行うことになっている。施工監理については、JICA は、「無償資金協力調達ガイドライン」に基づき施主に本邦コンサルタントを推薦するが、設計内容に責任を持ち、限られた期間・予算で施工監理を実施するためには、一貫した調査の実施により背景・経緯や調査方法、設計内容を熟知していることが求められる。
- (4) 加えて、先行調査時ではシステム科学コンサルタンツ株式会社・株式会社梓設計がボリビア政府側との協議及び各種調査を実施しており、先方関係者との詳細な協議状況を承知している上、先行調査を通じて構築された政府関係者との人的ネットワークも構築している。

以上の点から、先行調査を実施した業者が当該業務を引き続き実施することが、効率性及び経済性の観点から最適と考えられるため。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	平成 25 年度集団研修「持続可能な鉱物資源開発管理」に係る研修委託契約
(2) 契約金額	11,124,855 円
(3) 履行期間	2013 年 8 月 30 日～2014 年 1 月 31 日
(4) 契約相手名称	一般財団法人国際資源開発研修センター（資源大）
(5) 担当部署	東北支部

《随意契約理由》

◎民間企業も含めた資源の開発・利用に関する幅広い知識・技術を習得させるための研修を実施できる団体は、非鉄金属業界の技術者育成のために非鉄金属各社の寄付により設立・運営されている資源大の他にないため。

- ・ 現在、日本国内では鉱業活動は活発に行われていないため、有意義な研修コースを組み立てるためには、国内の非鉄金属各社の施設（稼働中の鉱山、製錬所等）を幅広く回る必要がある。非鉄金属業界の業界団体として設立された資源大以外の団体・機関では、通常は関係者以外の立ち入りを厳しく制限している施設の視察を含めて、業界各社の協力を取り付けることは極めて困難。
- ・ 資源大は JICA の研修を 1990 年度より実施しており、近年も課題別研修「アフリカ地域 鉱物資源地質情報整備コース」をはじめとした研修コースを多数実施した実績を有している。更に、本研修実施に必要な日本国内の非鉄金属各社、商社各社の非鉄金属部門、及び政府関連機関と密接な関係を有しており、鉱業分野の状況を詳細に把握している団体は他にない。

2. 背景・経緯

- (1) 鉱物資源を保有する途上国に対して、持続的な資源開発に関する日本の技術と経験を伝えるため、2012年度より開始された本研修は、衛星画像解析などの新規の探査手法と鉱害防止・環境対策の技術に焦点を当て、資源国の資源開発及び環境対策に携わる行政官に対して研修を行っている。
- (2) 資源開発分野に対する研修では、政府の政策や施策を学ぶのみならず、実際に資源開発及び環境対策等の経験と技術を保有する民間企業から学ぶことが重要となる。そのため本研修では、非鉄金属業界やメーカーをはじめ日本企業を広く訪問し、資源の開発及び利用の現場を視察に重点を置いている。

3. 業務内容

- (1) JICA、省庁、民間企業等との協議を踏まえた研修詳細の検討・提案
- (2) 研修日程調整及び日程表の作成
- (3) 研修テキスト、参考資料の作成、講師からの原稿等の取り付け
- (4) 研修員作成の技術レポート等の評価、技術的質問への対応

4. 特命随意契約の理由

- (1) 本研修では、資源国の資源開発及び環境対策に携わる行政官に対して、資源探査、採鉱、製錬、環境対策といった資源開発に必要な各種技術を紹介しつつ、特に衛星画像解析などの新規の探査手法と鉱害防止の技術に焦点を当てた研修を行っている。
- (2) 現在、日本国内では鉱業活動は活発に行われていないため、有意義な研修コースを組み立てるためには、国内の非鉄金属各社の施設（稼働中の鉱山、製錬所等）を幅広く回る必要がある。通常は関係者以外の立ち入りを厳しく制限している施設も多く、これら施設への視察を含めて、業界各社の協力を取り付けることは非鉄金属業界の業界団体として設立された資源大以外の団体・機関では極めて困難である
- (3) 資源大は JICA の研修を 1990 年度より実施しており、近年も課題別研修「アフリカ地域 鉱物資源地質情報整備コース」をはじめとした研修コースを多数実施した実績を有している。更に、本研修の実施に日本国内の非鉄金属各社、商社各社の非鉄金属部門、及び政府関連機関と密接な関係を有している唯一の団体である。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	平成 25 年度 アフガニスタン国別長期研修「特別支援教育強化プロジェクト マスタートレーナー研修」
(2) 契約金額	8,136,000 円
(3) 履行期間	2013 年 4 月 1 日～2014 年 3 月 31 日
(4) 契約相手名称	国立大学法人 大阪教育大学
(5) 担当部署	関西国際センター

《随意契約理由》

- ◎ 本研修は、治安状況の悪化により本邦専門家を現地に派遣できないことから代替的に本邦にて行っているものであり、継続的な成果発現の観点から、これまで現地に短期専門家として派遣された大阪教育大学の井坂行男教授（聴覚支援教育、特別支援教育専門）に依頼することが必要であるため。
- ・ 井坂教授は本プロジェクトフェーズ 1(2008 年～2010 年)から短期専門家として関与し、フェーズ 2(2013 年～2015 年)の詳細計画策定に参画するなど、プロジェクト活動全体に対して包括的・継続的な技術協力を行っている。
- ・ 加えて、本プロジェクトに係る長期・短期の本邦研修の受け入れを通じて、特別支援教育教員養成課程のカリキュラム案や副教材の素案作成を指導するほか、インドネシア研修への同行や TV 会議システム等を利用して、継続的に現地での活動に対して助言を与えている。
- ・ 治安状況が悪化するなか、現地の特別支援教育に係る事情を熟知した同教授に本研修を依頼することがプロジェクトの継続的な成果発現の観点から必要である。

2. 背景・経緯

- (1) JICA は 2006 年から短期専門家を派遣する等、アフガニスタン国に対して特別支援教育分野での支援を継続的に実施してきた。
- (2) 本研修に関連するプロジェクトである「教師教育における特別支援教育強化プロジェクトフェーズ 2 (STESE2)」は、フェーズ 1 で開発した特別支援教育の概論講座 (2 単位) が、アフガニスタン国内のすべての教員養成校で必修科目として導入された成果をもとに、教員養成校におけるマスタートレーナーの育成と、教員養成校における特別支援教育教員養成課程 (18 単位) の開設準備を目的としている。アフガニスタン国内の治安情勢により、本邦専門家の現地派遣を伴わない投入計画としており、①本邦長期研修、②本邦短期研修、③

第三国(インドネシア)短期研修、④現地活動を実施中である。

- (3) 一方で、現地治安情勢に鑑み、新たにアフガニスタンの特別支援教育事情に詳しい有識者及び協力大学を見つけることは困難であり、さらにフェーズ 1 からの継続的な効果発現を担保する体制を整備する必要性から、井坂教授及び大阪教育大学にフェーズ 2 の運営・指導の中心的な役割を依頼することが妥当と判断。2013 年度に長期・短期の本邦研修の実施に必要な包括的協力を本大学に依頼した。

3. 業務内容

プロジェクトのフェーズ 1 で開発された特別支援教育概論講座(2 単位)を担当する教員養成校講師への研修を担うマスタートレーナーが育成され、講師研修の枠組みが開発されるために、マスタートレーナー候補者の長期研修員 3 名に対して下記の業務を行う。

- (1) 特別支援教育に関する基礎学習の機会提供と専門的助言。
- (2) 特別支援教育等に関連する本邦の教育・職業訓練施設等への見学の調整と研修員の引率及び専門的助言。
- (3) 特別支援教育教員養成課程(18 単位)のカリキュラム案、各科目の副教材の素案作成に係る指導。
- (4) 帰国後のアクションプラン作成指導。

4. 特命随意契約の理由

- (1) 本研修の母体となるプロジェクト「教師教育における特別支援教育強化プロジェクトフェーズ 2 (STESE2)」においては、現地治安の悪化により本邦専門家の現地に派遣できないことから、投入を本邦研修にシフトして実施している。また、現地治安情勢に鑑み、新たにアフガニスタンの特別支援教育事情に詳しい有識者及び協力大学を見つけることは困難。
- (2) 大阪教育大学の井坂教授は、本プロジェクトフェーズ 1 から短期専門家として携わり、アフガニスタンの特別支援教育の現状に精通し、プロジェクト活動についての理解がある。また、井坂教授は長期・短期の本邦研修の受け入れを担うほか、プロジェクトが目指す特別支援教育教員養成課程の開設準備に向けて、本邦内でカリキュラム等の素案を作成し、インドネシア短期研修にも同行、TV 会議システムを利用して現地活動への助言を行う等、プロジェクトに包括的・継続的に協力している数少ないリソースである。
- (3) 継続的な成果発現の観点から、本大学に研修の実施を依頼することが妥当である。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	TICADV 本会合時サイドイベント実施支援・事務局運営業務委託契約
(2) 契約金額	129,979,628 円
(3) 履行期間	2013 年 5 月 9 日～2013 年 6 月 28 日
(4) 契約相手名称	日本コンベンションサービス株式会社
(5) 担当部署	アフリカ部

《随意契約理由》

◎第 5 回アフリカ開発会議（TICADV）において JICA が実施するサイドイベントおよび要人会談のアレンジ等のために、事務局支援業務をアウトソースすることにしたもの。一般競争入札に付すべく 2 回公示したが、応札者がいなかったため、数社に改めて打診したところ、当該契約相手以外に対応可能な企業がいなかった。当時は大型の類似業務が外務省をはじめ多数発注されており、対応可能な企業が事実上、当該契約相手以外にいなかった。

2. 背景・経緯

TICAD はアフリカの開発をテーマとする国際会議であり、1993 年以降、日本政府が主導し、国連、国連開発計画（UNDP）、アフリカ連合委員会（AUC）及び世界銀行との共同で開催している。

2013 年 6 月に横浜で開催された第 5 回アフリカ開発会議（TICADV）において、JICA は ODA の実施機関としての視点からの調査研究成果の発表や政策提言などの知的発信を行うとともに、TICADV での JICA の取組みを発表することを目的として、19 のサイドイベントを開催することになった。また、TICADV 期間中には、来日中のアフリカ諸国要人やマルチ・バイ援助機関幹部（30 人以上）と JICA 幹部との会談が多数持たれることが計画され、当該イベントや要人会談等をアレンジするために、事務局支援業務を委託することになった。

TICADV は日本で行われる国際会議の中でも最大規模のものであり、日本政府のみならず国際機関、NGO、民間企業、関係団体が期間中に会場及び周辺施設で様々なイベントを実施している。

そのため、サイドイベント・会談等の日程や内容の決定にあたっては、メインの会議や他のサイドイベント等とのスケジュール調整など、外務省をはじめとした関係各機関との事前の調整が必要となる。

3. 業務内容

- (1) 会議概要の確認と要員配置
- (2) 外国人招聘手続き
- (3) 出席者管理
- (4) 会議場設営と運営
- (5) 同時通訳
- (6) JICA ブースの設置
- (7) 事務局執務室の設営と必要機材の設置

4. 特命随意契約の理由

- (1) 関係各機関との調整が進み、業務内容（日数、対応会場、業務内容）等が確定できる状況となった 2013 年 2 月に、一般競争入札（総合評価落札方式）による第 1 回公告を行い、2013 年 3 月末に入札会を実施したが、応札者がなかった。直ちに再公告を行ったものの、これも不調に終わった。
- (2) その結果、本番までの残り 50 日程度となったため、委託業務に含まれる渡航手続き等に鑑みると緊急に契約相手方を決定する必要があった。
- (3) そのため、改めて過去に類似業務経験のある 3 社に打診したところ、上記相手方のみから対応可能との回答があったところ、同相手方に業務委託を行うこととし、2014 年 5 月 9 日に契約を締結した。
- (4) TICADV 時は大型の類似業務が外務省をはじめ多数発注されており、対応可能な企業が事実上、当該契約相手以外にいなかった。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	平成25年度 竹橋合同ビル総合管理業務請負契約
(2) 契約金額	46,212,227円 (契約全体額 332,199,694円のうち国際協力機構分)
(3) 履行期間	2013年4月1日～2014年3月31日
(4) 契約相手名称	大成株式会社
(5) 担当部署	資金・管理部

《随意契約理由》

◎ 顧客の生命及び財産を預かるホテルと金融機関オフィスを擁する竹橋合同ビルのセキュリティの確保及び設備の特殊性の観点から、竣工以来の修繕等の経緯を熟知し、防災警備、清掃を含めた施設の総合管理について、過去の業務の履行状況に問題のない大成株式会社（以下「同社」と）の契約が妥当であり競争を許さないものと、同ビルの維持・管理運営事務を司る竹橋合同ビル管理室が判断したものの。

・竹橋合同ビルの維持・管理運営事務については、区分所有者から独立して設置されている竹橋合同ビル管理室が、その事務を司っている。

・従来、竹橋合同ビル管理室が判断していた契約先選定業務につき、公平性や透明性確保の観点から、競争性のある契約への移行の可能性につき、区分所有者の3者が協議を重ねた結果、次回契約より、一般競争入札に移行することとしている。

2. 背景・経緯

- (1) 昭和54年2月竣工の竹橋合同ビルは、当機構、株式会社国際協力銀行及び国家公務員共済組合連合会東京共済会館（以下「3機関」という。）の共同所有ビルである。なお、同ビルの設備保守、防災警備、清掃等の建物総合管理業務の業者選定については、ビルの竣工に先立ち3機関で協議した結果、同社を選定（指名業者10社による見積もり内容比較）したものである。
- (2) その後、3機関から独立して設置された竹橋合同ビル管理室が、同ビルの維持・管理運営事務を3機関から委任されることとなった。
- (3) 竹橋合同ビル管理室は、同ビルの建物総合管理業務について、過去の豊富な経験や知識を有する当社との継続的な契約が、同ビルの維持・管理運営上、必要不可欠と判断し今日に至っている。

3. 業務内容

- (1) 設備保守管理業務およびエネルギー管理業務
- (2) 防災警備業務
- (3) 清掃業務
- (4) 設備定期整備業務
- (5) その他3機関および当社が協議決定した事項

4. 特命随意契約の理由

- (1) 竹橋合同ビルは、3機関の共同所有ビルであり、同ビルの維持・管理運営のための契約等については、各機関から独立して設置されている竹橋合同ビル管理室が判断を行っている。
- (2) 本契約については、顧客の生命及び財産を預かるホテルと金融機関オフィスを擁する同ビルのセキュリティの確保及び設備の特殊性の観点から竹橋合同ビル管理室にて検討した結果、竣工以来の修繕等の経緯を熟知し、防災警備、清掃を含めた施設の総合管理について、過去の業務の履行状況に問題のない当社との契約が妥当であり、競争を許さないものと判断したものの。

以上

案件概要シート

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	Consultancy Contract on Accounting Software Enhancement and Rollout under the Financial Management Improvement Project of the Ministry of Food and Agriculture (Urgent Phase) (Year 2)
(2) 契約金額	22,007,548 円
(3) 履行期間	2013 年 4 月 29 日～2014 年 3 月 24 日
(4) 契約相手名称	Excellence Consultancy Services (ECS)
(5) 担当部署	ガーナ事務所

《随意契約理由》

- ◎ カウンターパート機関が従前より使用している会計ソフトウェアの改変及び普及であり、開発者であり著作権を有する Excellence Consultancy Services (ECS) でなければ実施できないため。
- ・ 本契約は、技術協力事業「食糧農業省財務管理改善プロジェクト（優先フェーズ）」の一環として、食糧農業省が従前より使用している会計ソフトウェア「Easybooks」の改変と普及を対象として行うもの。
- ・ 同ソフトウェアの著作権は、開発者である ECS が保有していることに加え、同社による改変・普及の実施が技術的な観点からも最も合理的である。

2. 背景・経緯

- (1) 本契約で実施する業務は、カウンターパート機関である食糧農業省（以下「MOFA」）の独自予算により、2009 年に ECS が開発し、省内で広く使用されている会計ソフトウェア「Easybooks」（以下「EB」）の改変と普及である。
- (2) 2012 年 3 月～2014 年 4 月の期間で実施した「食糧農業省財務管理改善プロジェクト（優先フェーズ）」の一環として、一部機能の追加及び改変、並びに本事業の CP 機関である MOFA 内における普及（含むトレーニングの実施）等を実施して欲しい旨、同省より要請が出された。
- (3) これを受けて、同プロジェクト 1 年次に、EB の機能向上、勘定科目の追加、改変後の研修等の業務を実施（2012 年 3 月～2013 年 3 月）。当該業務については、開発者であり著作権を保有する ECS のみとその権利を有することから、ECS との特命随意契約を締結した。
- (4) 本契約は、同プロジェクト 2 年次において、改変済の EB の機能改善、ユーザ

マニュアルの改編、更なる研修（本部、ノーザン州、コストセンター33 か所）等を実施するものであり、上記経緯から再度 ECS と特命随意契約を行ったものである。

3. 業務内容

（1）EB の機能の改変：

既存の EB に対し、予算・現金支出の手続きに関する機能及び現金出納帳作成機能の改変、それに付随するマニュアルの改訂等を行うもの。具体的な改変は、①GIFMIS の勘定科目の Easybooks への反映、②データ集計機能の追加（郡レベルの情報を州レベルで集計するもの）、③予算、現金支出、支払いに関するガーナ政府が財政分権化に伴う郡への資金の流れとして新しく設定された手続きに即した修正、④内部統制機能（入力制御機能）の強化である（先行契約で①、②を、本契約で③、④を実施）。

（2）ノーザン州における改変後の EB のトレーニング及び普及：

ノーザン州の MOFA 職員への改変後 EB の特徴説明や操作トレーニングを実施し、改変後 EB の普及を行うもの。

4. 特命随意契約の理由

（1）著作権保有者である ECS 以外の業者は EB の改変・普及を行うことができない。

（2）また、MOFA が採用している EB の改変・普及を行うにあたり、EB の開発者であり、プログラム等を含めた内容を熟知している ECS による実施が技術的な観点から最も合理的である。

以上